

2 消安第 6 9 5 号  
令和 2 年 5 月 1 8 日

公益社団法人緑の安全推進協会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



農薬の空中散布に係る安全ガイドラインの一部改正について

このことについて、別添（写）のとおり地方農政局等に発出したので、通知します。



2 消安第 6 9 5 号  
令和 2 年 5 月 1 8 日

東 北、関 東、北 陸  
東 海、近 畿  
中国四国、九 州

} 農政局長 殿

内閣府沖縄総合事務局長 殿

[農林水産省] 消費・安全局長

農薬の空中散布に係る安全ガイドラインの一部改正について

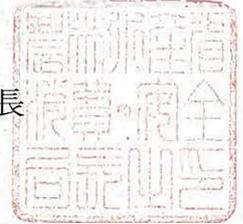
標記、「農薬の空中散布に係る安全ガイドライン（令和元年7月30日付け元消安第1388号）」を別添のとおり一部改正したので、貴局管下の都府県に通知の上、その指導につき遺漏のないようにされたい。



2 消安第 6 9 5 号  
令和 2 年 5 月 1 8 日

北海道知事 殿

農林水産省消費・安全局長



農薬の空中散布に係る安全ガイドラインの一部改正について

標記、「農薬の空中散布に係る安全ガイドライン（令和元年7月30日付け元消安第1388号）」を別添のとおり一部改正したので、貴職におかれては、このことについて留意いただくとともに、関係者への指導につき遺漏のないようお願いいたします。

改正後	改正前
<p>別添 無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン</p> <p>第1</p> <p>無人マルチローター（ほぼ垂直な軸回りに回転する三つ以上の回転翼によって主な揚力及び推進力を得る回転翼無人航空機をいう。以下同じ。）による農薬の空中散布は、防除作業の負担軽減及び生産性の向上に資する技術として期待されており、近年、当該散布の実施面積は、増加傾向にある。</p> <p>他方で、農薬を使用する者は、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第25条第1項に基づき定められている農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号。以下「省令」という。）に基づき、農作物や人畜、周辺環境等に被害を及ぼさないようにする責務を有するとともに、関係通知に沿った安全かつ適正な使用に努める必要がある。また、農薬を使用する者は、法第27条に基づき、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努めなければならない。</p> <p>以上のことから、今後、無人マルチローターによる農薬の空中散布がいつそう農業現場に普及していく環境に対応するため、無人マルチローターによる農薬の空中散布を行う者が、安全かつ適正な農薬使用を行うために参考とすることができる目安を示すため、本ガイドラインを定める。</p> <p>第2 空中散布の実施</p> <p>1 空中散布の計画</p> <p>（1）実施主体（防除実施者及び防除を自らは行わずに他者に委託する者。以下同じ。）は、空中散布の実施区域周辺を含む地理的状況（住宅地、公共施設、水道水源<del>又は</del>蜂、蚕、<u>魚介類</u>の養殖場等に近接しているかなど）、耕作状況（収穫時期の近い農作物や有機農業が行われているほ場が近接しているかなど）等の作業環境を十分に勘案し、実施区域及び実施除外区域の設定、散布薬剤の種類及び剤型の選定（粒剤、</p>	<p>別添 無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン</p> <p>第1</p> <p>無人マルチローター（ほぼ垂直な軸回りに回転する三つ以上の回転翼によって主な揚力及び推進力を得る回転翼無人航空機をいう。以下同じ。）による農薬の空中散布は、防除作業の負担軽減及び生産性の向上に資する技術として期待されており、近年、当該散布の実施面積は、増加傾向にある。</p> <p>他方で、農薬を使用する者は、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第25条第1項に基づき定められている農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号。以下「省令」という。）に基づき、農作物や人畜、周辺環境等に<u>危</u>被害を及ぼさないようにする責務を有するとともに、関係通知に沿った安全かつ適正な使用に努める必要がある。また、農薬を使用する者は、法第27条に基づき、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努めなければならない。</p> <p>以上のことから、今後、無人マルチローターによる農薬の空中散布がいつそう農業現場に普及していく環境に対応するため、無人マルチローターによる農薬の空中散布を行う者が、安全かつ適正な農薬使用を行うために参考とすることができる目安を示すため、本ガイドラインを定める。</p> <p>第2 空中散布の実施</p> <p>1 空中散布の計画</p> <p>（1）実施主体（防除実施者及び防除を自らは行わずに他者に委託する者。以下同じ。）は、空中散布の実施区域周辺を含む地理的状況（住宅地、公共施設、水道水源<del>、</del>蜂、蚕、<u>魚介類その他水産動植物</u>の養殖場等に近接しているかなど）、耕作状況（収穫時期の近い農作物や有機農産物の生産ほ場が近接しているかなど）等の作業環境を十分に勘案し、実施区域及び実施除外区域の設定、散布薬剤の種類及び剤型の選定</p>

微粒剤等の飛散の少ない剤型)等の空中散布の計画について検討を行い、実施場所、実施予定月日、作物名、散布農薬名、10a当たりの使用量又は希釈倍数等について記載した計画書を作成する。

(以下略)

(2) (略)

## 2 空中散布の実施に関する情報提供

(1) 空中散布の実施区域及びその周辺に学校、病院等の公共施設、家屋、蜜蜂の巣箱、有機農業が行われているほ場等がある場合には、実施主体は、危被害防止対策として、当該施設の管理者及び利用者、居住者、養蜂家、有機農業に取り組む農家等に対し、農薬を散布しようとする日時、農薬使用の目的、使用農薬の種類及び実施主体の連絡先を十分な時間的余裕を持って情報提供し、必要に応じて日時を調整する。

(2) ~ (3) (略)

## 3 実施時に留意する事項

(1) ~ (7) (略)

(8) 周辺農作物の収穫時期が近い場合、実施区域周辺において有機農業が行われている場合又は学校、病院等の公共施設、家屋、水道水源若しくは蜂、蚕、魚介類の養殖場等が近い場合など、農薬の飛散により危被害を与える可能性が高い場合には、状況に応じて、無風又は風が弱い天候の日や時間帯の選択、使用農薬の種類の変更、飛散が少ない剤型の農薬の選択等の対応を検討するなど、農薬が飛散しないよう細心の注意を払う。

(9) ~ (12) (略)

## 第3 事故発生時の対応

1~6 (略)

7 1 (2) に該当する事故が発生した場合、実施主体は、直ちに以下の飛行の許可等を行った地方航空局保安部運用課又は空港事務所まで報告する。なお、夜間等の執務時間外における報告については、24時間運用されている最寄りの空港事務所に連絡を行う。

(粒剤、微粒剤等の飛散の少ない剤型)等の空中散布の計画について検討を行い、実施場所、実施予定月日、作物名、散布農薬名、10a当たりの使用量又は希釈倍数等について記載した計画書を作成する。

(以下略)

(2) (略)

## 2 空中散布の実施に関する情報提供

(1) 空中散布の実施区域及びその周辺に学校、病院等の公共施設、家屋、蜜蜂の巣箱等がある場合、実施主体は、当該施設の利用者、居住者、養蜂家等に対し、農薬を散布しようとする日時、農薬使用の目的、使用農薬の種類及び実施主体の連絡先を十分な時間的余裕を持って情報提供し、必要に応じて日時を調整する。

(2) ~ (3) (略)

## 3 実施時に留意する事項

(1) ~ (7) (略)

(8) 周辺農作物の収穫時期が近い場合、実施区域周辺において有機農産物が栽培されている場合、学校、病院等の公共施設、家屋、水道水源、蜂、蚕、魚介類その他水産動植物の養殖場等が近い場合など、農薬の飛散により危被害を与える可能性が高い場合には、状況に応じて、無風又は風が弱い天候の日や時間帯の選択、使用農薬の種類の変更、飛散が少ない剤型の農薬の選択等の対応を検討するなど、農薬が飛散しないよう細心の注意を払う。

(9) ~ (12) (略)

## 第3 事故発生時の対応

1~6 (略)

7 1 (2) に該当する事故が発生した場合、実施主体は、直ちに以下の飛行の許可等を行った地方航空局保安部運用課又は空港事務所まで報告する。なお、夜間等の執務時間外における報告については、24時間運用されている最寄りの空港事務所に連絡を行う。

東京航空局保安部運用課 03-6685-8005

大阪航空局保安部運用課 06-6949-6609

最寄りの空港事務所（「無人航空機飛行マニュアル（夜間・目視外・30m・危険物・物件投下） 空中散布を目的とした申請について適用」（国土交通省航空局）を参照。  
執務時間外は、飛行させた都道府県に対応する 24 時間対応の空港事務所へ連絡する。）

無人航空機飛行マニュアル（夜間・目視外・30m・危険物・物件投下） 空中散布を目的とした申請について適用  
<https://www.mlit.go.jp/common/001301400.pdf>

第4～6（略）

別添（略）

別記様式（略）

（削除）

東京航空局保安部運用課 03-6685-8005

大阪航空局保安部運用課 06-6949-6609

最寄りの空港事務所（執務時間外は別表に示した、飛行させた都道府県に対応する 24 時間対応の空港事務所へ連絡する。）

第4～6（略）

別添（略）

別記様式（略）

別表

官 署	連絡先	管轄区域	執務時間	執務時間外の連絡先 （24 時間運用されている最寄りの空港事務所）
丘珠空港事務所	☎： <u>011-781-4162</u>	北海道のうち札幌市、江別市、石狩市、北広島市及び石狩振興局管内	7:30-20:30	新千歳空港事務所
新千歳空港事務所 （24 時間対応）	平 日 ☎： <u>0123-23-4195</u> 土日祝日	北海道のうち小樽市、旭川市、室蘭市、夕張市、岩見沢市、留萌市、苫小牧市、美唄市、芦別市、赤平市、士別市、名寄市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川	24 時間	

		☎： 0123-23-41 02	市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、後志総合振興局管内、空知総合振興局管内、上川総合振興局管内、留萌振興局管内、胆振総合振興局管内及び日高振興局管内		
	稚内空港事務所	☎： 0162-27-27 40	北海道のうち稚内市及び宗谷総合振興局管内	8:30-18:30	新千歳空港事務所
	函館空港事務所	☎： 0138-57-17 38	北海道のうち函館市、渡島総合振興局管内及び檜山振興局管内	7:30-20:30	新千歳空港事務所
	釧路空港事務所	☎： 0154-57-62 84	北海道のうち釧路市、帯広市、北見市、網走市、紋別市、根室市、オホーツク総合振興局管内、十勝総合振興局管内、釧路総合振興局管内及び根室振興局管内	8:00-21:00	新千歳空港事務所
	三沢空港事務所	☎： 0176-53-24 63	青森県	8:30-20:00	仙台空港事務所
	仙台空港事務所 (24時間対応)	☎： 022-383-13 01	岩手県、宮城県、秋田県、福島県	24時間	
	百里空港事務所	☎： 0299-54-06 72	茨城県	8:00-21:00	東京空港事務所
	成田空港事務所 (24時間対応)	(平日 9:00-12:00 13:00-17:00) ☎： 0476-32-10 48 (上記以外) ☎： 0476-32-64 10	千葉県	24時間	

	東京空港事務所 (24時間対応)	【平日 9時～17時】 ☎： 03-5757-3022 【夜間・休日】※緊急の場合に限る ☎： 03-5756-1531	栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	24時間	
	新潟空港事務所	☎： 025-273-5093	山形県、新潟県	7:30-21:30	仙台空港事務所
	小松空港事務所	☎： 0761-24-0829	富山県、石川県、福井県	7:30-21:30	中部空港事務所
	中部空港事務所 (24時間対応)	☎： 0569-38-2158	岐阜県、愛知県、三重県	24時間	
	大阪空港事務所 (24時間対応)	(平日 9:00-12:00 13:00-17:00) ☎： 06-6843-1127 (夜間・休日) ☎： 06-6843-1124	滋賀県、京都府、大阪府(八尾空港事務所及び関西空港事務所の管轄に属する区域を除く。)、兵庫県、岡山県	24時間	
	八尾空港事務所	☎： 072-922-9021	大阪府のうち八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大阪狭山市及び南河内郡(航空交通管制に関する事務に係る管轄区域にあっては大阪市及び堺市のうち北緯三度三分四八秒東経一三五度三分二秒の地点を中心とする半径九キロメートルの円内)	8:00-19:30	大阪空港事務所

			の部分を含む。)、奈良県		
関西空港事務所 (24時間対応)	(平日 9時～17時) ☎: 072-455-1330 (上記以外) ☎: 072-455-1334	大阪府のうち堺市(航空交通管制に関する事務に係る管轄区域にあっては八尾空港事務所の管轄に属する区域を除く。)、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、泉北郡及び泉南郡 和歌山県	24時間		
美保空港事務所	☎: 0859-45-6114	鳥取県 島根県	7:00-22:00	大阪空港事務所	
広島空港事務所	☎: 0848-86-8654	広島県	7:30-21:30	福岡空港事務所	
岩国空港事務所	☎: 0827-24-8224	山口県(北九州空港事務所の管轄に属する区域を除く。)	7:30-22:30	福岡空港事務所	
徳島空港事務所	☎: 088-699-6527	徳島県	7:00-21:30	大阪空港事務所	
高松空港事務所	☎: 087-879-6771	香川県	7:00-22:00	大阪空港事務所	
松山空港事務所	☎: 089-972-0393	愛媛県	7:30-21:30	福岡空港事務所	
高知空港事務所	☎: 088-863-2620	高知県	7:00-21:00	福岡空港事務所	
福岡空港事務所 (24時間対応)	(平日 9:00～17:00) ☎: 092-629-4012 (土日祝日、年末年始) ☎: 092-622-6529	福岡県(北九州空港事務所の管轄に属する区域を除く。)、佐賀県、長崎県のうち対馬市及び壱岐市	24時間		

北九州空港事務所	☎： 093-473-1089	山口県のうち下関市、宇部市、長門市、美弥市及び山陽小野田市、福岡県のうち北九州市、行橋市、豊前市、京都郡及び築上郡	24 時間	
長崎空港事務所	☎： 0957-53-6901	長崎県（福岡空港事務所の管轄に属する区域を除く。）	7:00-22:00	福岡空港事務所
熊本空港事務所	☎： 096-232-2854	熊本県	7:30-21:30	鹿児島空港事務所
大分空港事務所	☎： 0978-67-3773	大分県	7:30-22:30	福岡空港事務所
宮崎空港事務所	☎： 0985-51-2184	宮崎県	7:30-21:30	鹿児島空港事務所
鹿児島空港事務所 (24 時間対応)	☎： 0995-58-4461	鹿児島県	24 時間	
那覇空港事務所 (24 時間対応)	(平日 9 時～17 時) ☎： 098-859-5132 (上記以外) ☎： 098-857-1107	沖縄県	24 時間	

別添 無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン

第 1

農薬を使用する者は、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 25 条第 1 項に基づき定められている農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号。以下「省令」という。）に基づき、農作物や人畜、周辺環境等に被害を及ぼさないようにする責務を有するとともに、関係通知に沿った安

別添 無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン

第 1

農薬を使用する者は、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 25 条第 1 項に基づき定められている農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号。以下「省令」という。）に基づき、農作物や人畜、周辺環境等に危害を及ぼさないようにする責務を有するとともに、関係通知に沿った

全かつ適正な使用に努める必要がある。また、農薬を使用する者は、法第 27 条に基づき、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努めなければならない。

このことから、無人ヘリコプター（ほぼ垂直な軸回りに回転する三つ以上の回転翼によって主な揚力及び推進力を得る回転翼無人航空機以外の回転翼無人航空機をいう。）による農薬の空中散布を行う者が、安全かつ適正な農薬使用を行うために参考とすることができる目安を示すため、本ガイドラインを定める。

## 第 2 空中散布の実施

### 1 空中散布の計画

(1) 実施主体（防除実施者及び防除を自らは行わずに他者に委託する者。以下同じ。）

は、空中散布の実施区域周辺を含む地理的状況（住宅地、公共施設、水道水源又は蜂、蚕、魚介類の養殖場等に近接しているかなど）、耕作状況（収穫時期の近い農作物や有機農業が行われているほ場が近接しているかなど）等の作業環境を十分に勘案し、実施区域及び実施除外区域の設定、散布薬剤の種類及び剤型の選定（粒剤、微粒剤等の飛散の少ない剤型）等の空中散布の計画について検討を行い、実施場所、実施場所、実施予定月日、作物名、散布農薬名、10 a 当たりの使用量又は希釈倍数等について記載した空中散布計画書（別記様式 1）を作成する。

（以下略）

(2) ～ (6) (略)

### 2 空中散布の実施に関する情報提供

(1) 空中散布の実施区域及びその周辺に学校、病院等の公共施設、家屋、蜜蜂の巣箱、有機農業が行われているほ場等がある場合には、実施主体は、危被害防止対策として、当該施設の管理者及び利用者、居住者、養蜂家、有機農業に取り組む農家等に対し、農薬を散布しようとする日時、農薬使用の目的、使用農薬の種類及び実施主体の連絡先を十分な時間的余裕を持って情報提供し、必要に応じて日時を調整する。

(2) ～ (3) (略)

### 3 実施時に留意する事項

安全かつ適正な使用に努める必要がある。また、農薬を使用する者は、法第 27 条に基づき、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努めなければならない。

このことから、無人ヘリコプター（ほぼ垂直な軸回りに回転する三つ以上の回転翼によって主な揚力及び推進力を得る回転翼無人航空機以外の回転翼無人航空機をいう。）による農薬の空中散布を行う者が、安全かつ適正な農薬使用を行うために参考とすることができる目安を示すため、本ガイドラインを定める。

## 第 2 空中散布の実施

### 1 空中散布の計画

(1) 実施主体（防除実施者及び防除を自らは行わずに他者に委託する者。以下同じ。）

は、空中散布の実施区域周辺を含む地理的状況（住宅地、公共施設、水道水源、蜂、蚕、魚介類その他水産動植物の養殖場等に近接しているかなど）、耕作状況（収穫時期の近い農作物や有機農産物の生産ほ場が近接しているかなど）等の作業環境を十分に勘案し、実施区域及び実施除外区域の設定、散布薬剤の種類及び剤型の選定（粒剤、微粒剤等の飛散の少ない剤型）等の空中散布の計画について検討を行い、実施場所、実施予定月日、作物名、散布農薬名、10 a 当たりの使用量又は希釈倍数等について記載した空中散布計画書（別記様式 1）を作成する。

（以下略）

(2) ～ (6) (略)

### 2 空中散布の実施に関する情報提供

(1) 空中散布の実施区域及びその周辺に学校、病院等の公共施設、家屋、蜜蜂の巣箱等がある場合、実施主体は、当該施設の利用者、居住者、養蜂家等に対し、農薬を散布しようとする日時、農薬使用の目的、使用農薬の種類及び実施主体の連絡先を十分な時間的余裕を持って情報提供し、必要に応じて日時を調整する。

(2) ～ (3) (略)

### 3 実施時に留意する事項

(1)～(7) (略)

(8) 周辺農作物の収穫時期が近い場合、実施区域周辺において有機農業が行われている場合又は学校、病院等の公共施設、家屋、水道水源若しくは蜂、蚕、魚介類の養殖場等が近い場合など、農薬の飛散により危被害を与える可能性が高い場合には、状況に応じて、無風又は風が弱い天候の日や時間帯の選択、使用農薬の種類の変更、飛散が少ない剤型の農薬の選択等の対応を検討するなど、農薬が飛散しないよう細心の注意を払う。

(9)～(12) (略)

4 (略)

### 第3 事故発生時の対応

1～6 (略)

7 1 (2) に該当する事故が発生した場合、実施主体は、直ちに以下の飛行の許可等を行った地方航空局保安部運用課又は空港事務所まで報告する。なお、夜間等の執務時間外における報告については、24時間運用されている最寄りの空港事務所に連絡を行う。

東京航空局保安部運用課 03-6685-8005

大阪航空局保安部運用課 06-6949-6609

最寄りの空港事務所（「無人航空機飛行マニュアル（夜間・目視外・30m・危険物・物件投下）場所を特定しない申請について適用」（国土交通省航空局）を参照。執務時間外は、飛行させた都道府県に対応する24時間対応の空港事務所へ連絡する。）

無人航空機飛行マニュアル（夜間・目視外・30m・危険物・物件投下）場所を特定しない申請について適用

<https://www.mlit.go.jp/common/001218180.pdf>

第4～6 (略)

別添 (略)

(1)～(7) (略)

(8) 周辺農作物の収穫時期が近い場合、実施区域周辺において有機農産物が栽培されている場合、学校、病院等の公共施設、家屋、水道水源、蜂、蚕、魚介類その他水産動植物の養殖場等が近い場合など、農薬の飛散により危被害を与える可能性が高い場合には、状況に応じて、無風又は風が弱い天候の日や時間帯の選択、使用農薬の種類の変更、飛散が少ない剤型の農薬の選択等の対応を検討するなど、農薬が飛散しないよう細心の注意を払う。

(9)～(12) (略)

4 (略)

### 第3 事故発生時の対応

1～6 (略)

7 1 (2) に該当する事故が発生した場合、実施主体は、直ちに以下の飛行の許可等を行った地方航空局保安部運用課又は空港事務所まで報告する。なお、夜間等の執務時間外における報告については、24時間運用されている最寄りの空港事務所に連絡を行う。

東京航空局保安部運用課 03-6685-8005

大阪航空局保安部運用課 06-6949-6609

最寄りの空港事務所（執務時間外は別表に示した、飛行させた都道府県に対応する24時間対応の空港事務所へ連絡する。）

第4～6 (略)

別添 (略)

別記様式 1 ～ 3 (略)

(削除)

別記様式 1 ～ 3 (略)

別表

官 署	連絡先	管轄区域	執務時間	執務時間外の連絡先 (24 時間運用されている最寄りの空港事務所)
丘珠空港事務所	☎ : 011-781-4162	北海道のうち札幌市、江別市、石狩市、北広島市及び石狩振興局管内	7:30-20:30	新千歳空港事務所
新千歳空港事務所 (24 時間対応)	平 日 ☎ : 0123-23-4195 土日祝日 ☎ : 0123-23-4102	北海道のうち小樽市、旭川市、室蘭市、夕張市、岩見沢市、留萌市、苫小牧市、美唄市、芦別市、赤平市、士別市、名寄市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、後志総合振興局管内、空知総合振興局管内、上川総合振興局管内、留萌振興局管内、胆振総合振興局管内及び日高振興局管内	24 時間	
稚内空港事務所	☎ : 0162-27-2740	北海道のうち稚内市及び宗谷総合振興局管内	8:30-18:30	新千歳空港事務所
函館空港事務所	☎ : 0138-57-1738	北海道のうち函館市、渡島総合振興局管内及び檜山振興局管内	7:30-20:30	新千歳空港事務所
釧路空港事務所	☎ : 0154-57-6284	北海道のうち釧路市、帯広市、北見市、網走市、紋別市、根室市、オホーツク総合振興局管内、十勝総合振興局管内、釧路総合振興局管内及び根室振興局管内	8:00-21:00	新千歳空港事務所

	三沢空港事務所	☎： 0176-53-2463	青森県	8:30-20:00	仙台空港事務所
	仙台空港事務所 (24時間対応)	☎： 022-383-1301	岩手県、宮城県、秋田県、福島県	24時間	
	百里空港事務所	☎： 0299-54-0672	茨城県	8:00-21:00	東京空港事務所
	成田空港事務所 (24時間対応)	(平日 9:00-12:00 13:00-17:00) ☎： 0476-32-1048 (上記以外) ☎： 0476-32-6410	千葉県	24時間	
	東京空港事務所 (24時間対応)	【平日 9時～17時】 ☎： 03-5757-3022 【夜間・休日】※緊急の場合に限る ☎： 03-5756-1531	栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	24時間	
	新潟空港事務所	☎： 025-273-5093	山形県、新潟県	7:30-21:30	仙台空港事務所
	小松空港事務所	☎： 0761-24-0829	富山県、石川県、福井県	7:30-21:30	中部空港事務所
	中部空港事務所 (24時間対応)	☎： 0569-38-2158	岐阜県、愛知県、三重県	24時間	

	<u>大阪空港事務所</u> <u>(24 時間対応)</u>	<u>(平日</u> <u>9:00-12:00</u> <u>13:00-17:00)</u> <u>☎:</u> <u>06-6843-1127</u> <u>(夜間・休日)</u> <u>☎:</u> <u>06-6843-1124</u>	<u>滋賀県、京都府、大阪府（八尾空港事務所及び関西空港事務所の管轄に属する区域を除く。）、兵庫県、岡山県</u>	<u>24 時間</u>	/
	<u>八尾空港事務所</u>	<u>☎:</u> <u>072-922-9021</u>	<u>大阪府のうち八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大阪狭山市及び南河内郡（航空交通管制に関する事務に係る管轄区域にあつては大阪市及び堺市のうち北緯三十四度三五分四八秒東経一三五度三六分二秒の地点を中心とする半径九キロメートルの円内の部分を含む。）、奈良県</u>	<u>8:00-19:30</u>	<u>大阪空港事務所</u>
	<u>関西空港事務所</u> <u>(24 時間対応)</u>	<u>(平日 9 時</u> <u>～17 時)</u> <u>☎:</u> <u>072-455-1330</u> <u>(上記以外)</u> <u>☎:</u> <u>072-455-1334</u>	<u>大阪府のうち堺市（航空交通管制に関する事務に係る管轄区域にあつては八尾空港事務所の管轄に属する区域を除く。）、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、泉北郡及び泉南郡</u> <u>和歌山県</u>	<u>24 時間</u>	/
	<u>美保空港事務所</u>	<u>☎:</u> <u>0859-45-6114</u>	<u>鳥取県 島根県</u>	<u>7:00-22:00</u>	<u>大阪空港事務所</u>
	<u>広島空港事務所</u>	<u>☎:</u> <u>0848-86-8654</u>	<u>広島県</u>	<u>7:30-21:30</u>	<u>福岡空港事務所</u>
	<u>岩国空港事務所</u>	<u>☎:</u> <u>0827-24-8224</u>	<u>山口県（北九州空港事務所の管轄に属する区域を除く。）</u>	<u>7:30-22:30</u>	<u>福岡空港事務所</u>

徳島空港事務所	☎： 088-699-6527	徳島県	7:00-21:30	大阪空港事務所
高松空港事務所	☎： 087-879-6771	香川県	7:00-22:00	大阪空港事務所
松山空港事務所	☎： 089-972-0393	愛媛県	7:30-21:30	福岡空港事務所
高知空港事務所	☎： 088-863-2620	高知県	7:00-21:00	福岡空港事務所
福岡空港事務所 (24時間対応)	(平日 9:00～ 17:00) ☎： 092-629-4012 (土日祝 日、年末年始) ☎： 092-622-6529	福岡県(北九州空港事務所の管轄に属する区域を除く。)、佐賀県、長崎県のうち対馬市及び壱岐市	24時間	
北九州空港事務所	☎： 093-473-1089	山口県のうち下関市、宇部市、長門市、美弥市及び山陽小野田市、福岡県のうち北九州市、行橋市、豊前市、京都郡及び築上郡	24時間	
長崎空港事務所	☎： 0957-53-6901	長崎県(福岡空港事務所の管轄に属する区域を除く。)	7:00-22:00	福岡空港事務所
熊本空港事務所	☎： 096-232-2854	熊本県	7:30-21:30	鹿児島空港事務所
大分空港事務所	☎： 0978-67-3773	大分県	7:30-22:30	福岡空港事務所
宮崎空港事務所	☎： 0985-51-2184	宮崎県	7:30-21:30	鹿児島空港事務所

	鹿兒島空港 事務所 (24 時間 対応)	☎： 0995-58-44 61	鹿兒島県	24 時間	
	那覇空港事 務所 (24 時間 対応)	(平日 9 時～17 時) ☎： 098-859-51 32 (上記以 外) ☎： 098-857-11 07	沖縄県	24 時間	

附則

この通達は、令和 2 年 5 月 18 日から施行する。